

**発達障害者支援センター運営事業における
新たな支援のあり方に関する調査**

平成 29 年 3 月

厚生労働省アフターサービス推進室

《 目 次 》

第1 調査の概要

- 1. 調査の背景と目的 ----- P 1
- 2. 調査の方法と調査対象 ----- P 5

第2 調査の結果

- 1. 各センターにおける法改正のポイントへの取組 ----- P 9
- 2. 地域支援体制の構築 ----- P 12
- 3. 発達障害者支援センター運営における課題等 ----- P 14

第3 各地における取組の状況

- I. 札幌市自閉症・発達障害支援センター おがるの取組 P 16
- II. 神奈川県発達障支援センター かながわA(エス)の取組 P 25
- III. 岐阜県発達障害者支援センター のぞみの取組 P 37
- IV. 福井県発達障害児者支援センター スクラム福井の取組 P 46
- V. ひょうご発達障害者支援センター クローバーの取組 P 56
- VI. 神戸市発達障害者支援センターの取組 P 70

第 1 調査の概要

1. 調査の背景と目的

(1) 発達障害とは

発達障害は、主に先天性の脳機能障害が原因となり、乳幼児期に生じる神経発達の偏りや遅れで、うつ病などの他の精神障害や知能障害を伴う場合もあるとされている。症状の特徴によっていくつかの診断名に分類されるが、複数の発達障害を合併することもある。この脳機能障害が起こる原因は国際的にも研究途上であり、明確なことは分かっていない。

平成 24 年度に行われた文部科学省の調査^{※1}によれば、小・中学校の通常の学級において、学習面又は行動面において著しい困難を示す発達障害の可能性のある児童生徒の割合は 6.5% 程度と推定されており、その率の高さが社会的には注目されている。

一般的には発達障害は先天的なものであり、生活・社会環境等で増減するものではないとされているが、発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）の施行以後社会の認知度も向上したことから、発達障害に関する相談は年々増加している。

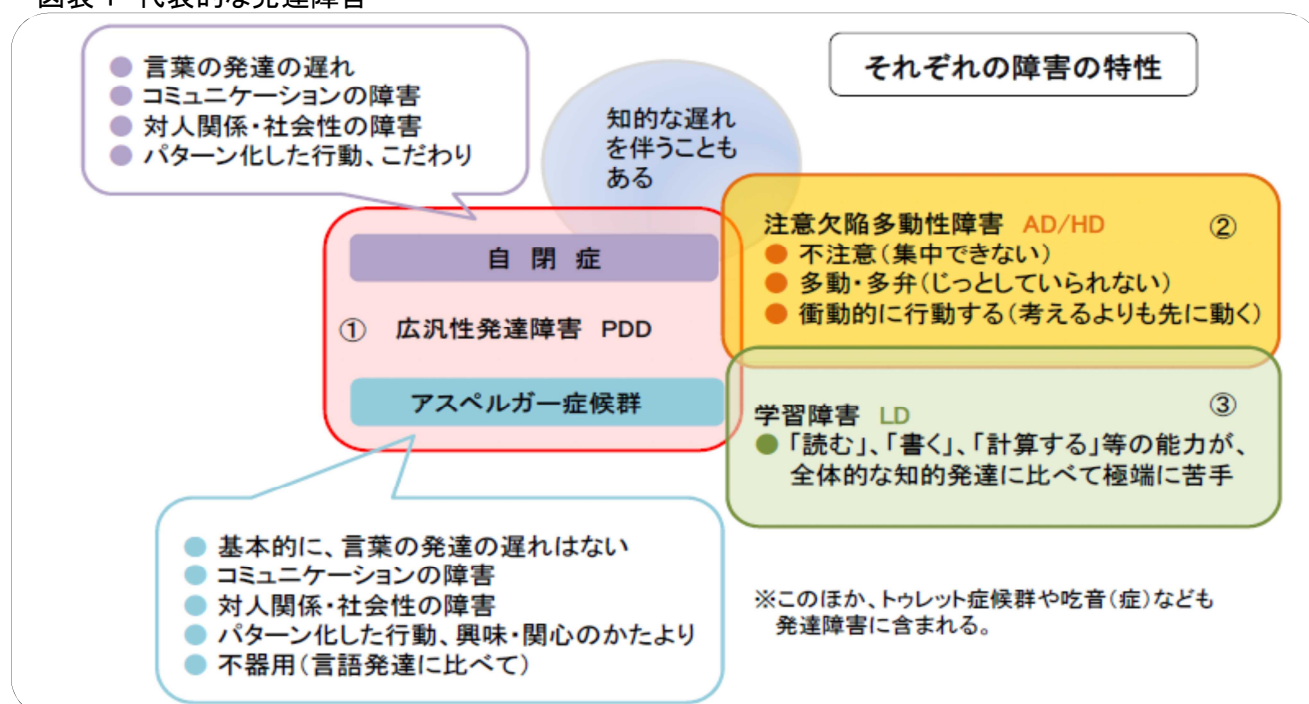
※1 「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」

平成 24 年 2 月から 3 月にかけて、全国（岩手、宮城、福島を除く）の公立の小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒 53,882 人（小学校：35,892 人、中学校：17,990 人）を母集団として行われた。

「発達障害者支援法」では、発達障害について広汎性発達障害（PDD）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（AD/HD）の 3 つを代表的なものとして挙げている（図表 1）。これらの障害は、国際的には下記のようにとらえられている。

① 自閉症やアスペルガー症候群は広汎性発達障害^{※2}に含まれ、これらを総称して自閉症スペクトラム障害（ASD）とも呼ぶ（スペクトラムとは「連続体」の意味）。典型的には、相互的な対人関係の障害、コミュニケーションの障害、興味や行動の偏り（こだわり）の

図表 1 代表的な発達障害



3つの特徴が現れる。自閉症スペクトラム障害の人は、最近の調査では約100人に1～2人存在するとされており、男性は女性より数倍多く、一家族に何人か存在することもある。

※2 後述の第3「各地における取組の状況」の中でデータ集計されている「広汎性発達障害」は、上記の広汎性発達障害の中に含まれる自閉症とアスペルガー症候群以外の「その他の広汎性発達障害」であるが、慣用に習い「広汎性発達障害」と表記している。

②注意欠陥多動性障害（AD／HD）は、特徴的には不注意（集中力がない）、多動性（じっとすることができない）、衝動性（善悪を判断せずに行動してしまう）などがある。

7歳までに現れ、学童期の子どもには3～7％存在し、男性は女性より数倍多いとされている。男性の有病率は青年期には低くなるが、女性の有病率は年齢を重ねても変化しないとされている。

③学習障害（LD）は、知的な発達に遅れはないが、聞く・読む・書く・計算するなどの能力の一つ又はいくつかを身につけることに困難が生じる。有病率は、確認の方法にもよるが2～10％と見積もられており、読みの困難については、男性が女性より数倍多いとされている。

（2）発達障害者支援法の制定と発達障害者支援センターの設置

発達障害者支援法制定以前は、発達障害者に対しては社会的理解がほとんど皆無に近く、発達障害者とその保護者は大きな精神的負担を強いられており、その支援は喫緊の課題となっていた。

このため、発達障害者の自立及び社会参加に資するよう、その生活全般にわたる支援を図る「発達障害者支援法」が平成16年12月に成立し、平成17年4月から施行された。

同法の主な内容は、以下のとおりである。

- ①発達障害の定義を定めるとともに、国・地方自治体及び国民の責務を明らかにすること。
- ②児童の発達障害の早期発見、早期の発達支援、保育、教育等の必要な施策について定めること。
- ③都道府県知事及び指定都市の長は、発達障害者支援センターを指定し、発達障害者に対する支援業務を行わせ、又は自ら行うことができることとし、その業務の内容を定めること。
- ④国及び地方公共団体は、発達障害者支援を行う民間団体に対して支援を行うこと。

なお、平成14年度に創設された自閉症・発達障害支援センター運営事業を実施していた都道府県等は、発達障害者支援法の成立により、「自閉症・発達障害支援センター」を「発達障害者支援センター」として指定することとなった。

発達障害者支援センター運営の目的は、発達障害児者に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する様々な問題について発達障害児者及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係機関等と連携して発達障害児者に対する地域における総合的な支援体制（以下「地域支援体制」という。）の整備を推進することにより、発達障害児者及びその家族の福祉の向上を図ることとされている。

発達障害者支援センターが行う業務については、発達障害者支援法第14条に列举されており、その業務概要は発達障害者支援センター運営事業実施要綱で示されているが、要約すると以下のとおりである。

(ア) 相談支援

- ① 発達障害に関する様々な問題に関して、発達障害児者及びその家族等からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行う。
- ② 相談支援に当たっては、来所又は訪問、電話又はインターネットなど、発達障害児者のニーズや相談内容に応じて弾力的な対応を図る。

(イ) 発達支援

- ① 発達障害児者及びその家族等に対し、家庭での発達障害児者の発達に関する指導、助言、情報提供を行うとともに、必要に応じて、児童相談所、知的障害者更生相談所及び医療機関等と連携し、発達障害児者のアセスメントを行い、支援計画を作成し支援する。
- ② 夜間等の緊急時や行動障害により、一時的な保護が必要となった場合には、発達障害者支援センターを附置した障害児入所施設等において一時的な保護を行う。

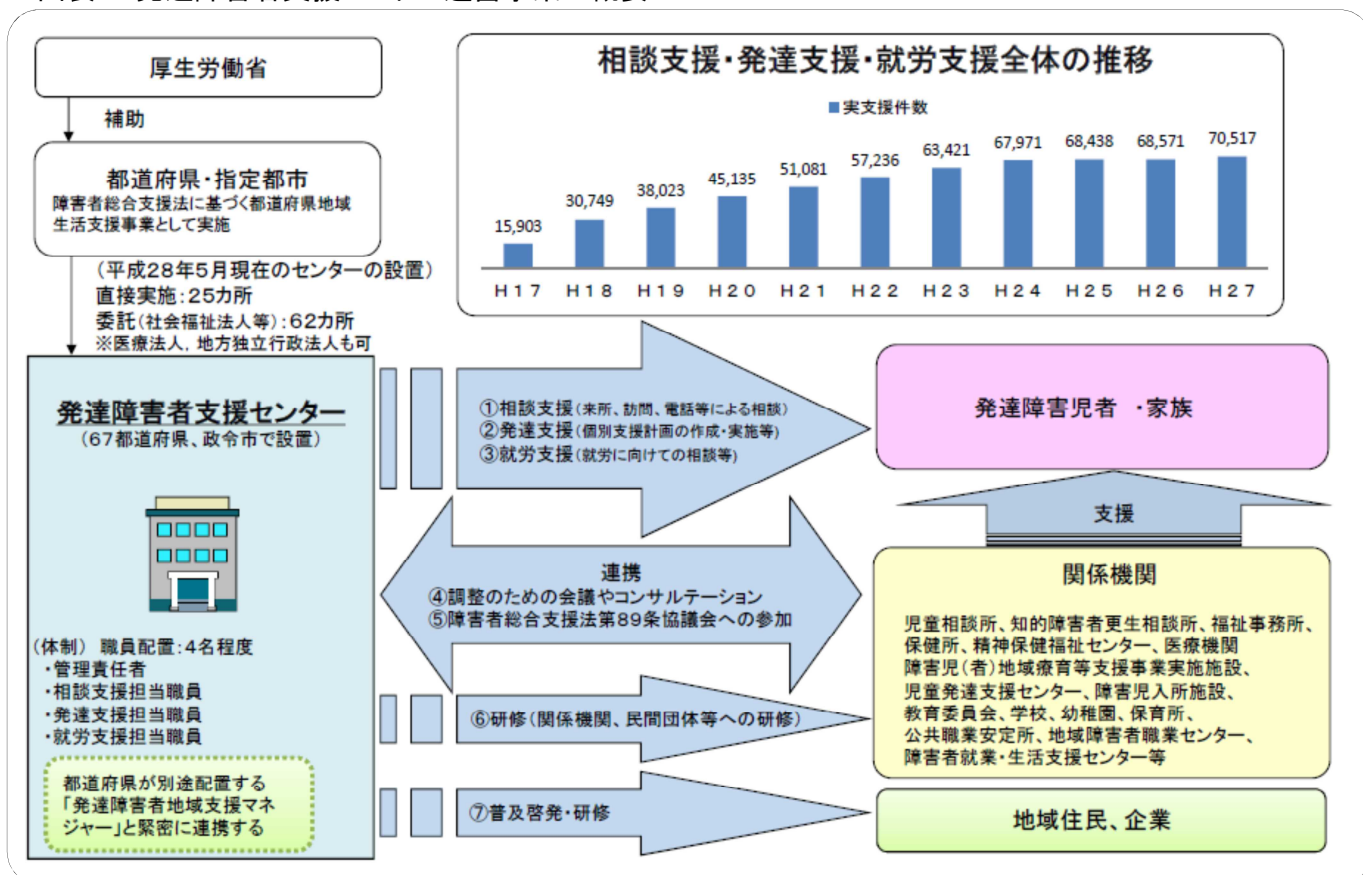
(ウ) 就労支援

就労を希望する発達障害児者に対し、就労に向けて必要な相談等による支援を行うとともに、必要に応じて公共職業安定所（ハローワーク）、地域障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター等の労働関係機関との連携を図る。

(エ) 普及啓発及び研修

発達障害の特性及び対処方法等について解説したパンフレット、チラシ等を作成し、児童発達支援センター等各種支援機関、学校、幼稚園、保育所、医療機関、企業等（以下「支援機関等」という。）へ配布するなど、地域住民に対する普及啓発を図り、発達障害児者に関する理解の促進に努める。また、支援機関等の職員等を対象に研修を実施する。

図表2 発達障害者支援センター運営事業の概要



（３）発達障害者支援法の改正

発達障害者支援法が施行されて以降、発達障害者に対する支援は着実に進展し、発達障害に対する国民の理解も広がってきた。

一方、同法の施行から 10 年が経過し、例えば乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援など、時代の変化に対応したより細かな支援が求められるようになった。

また、障害者基本法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 90 号）や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）の成立など、共生社会の実現に向けた新たな取組も進められてきた。

こうしたことから、発達障害者の支援の一層の充実を図るため、発達障害者支援法の一部を改正する法律が、平成 28 年 5 月に国会で成立し、同年 8 月から施行された。

改正された発達障害者支援法については、以下の 3 つがポイントとして挙げられている。

- ① ライフステージを通じた切れ目のない支援（医療、保健、福祉、教育、労働等の各分野の関係機関が相互に連携し、一人一人の発達障害者に、「切れ目のない」支援を実施することを目的規定に追加）
- ② 家族なども含めた、きめ細かな支援（教育、就労の支援、司法手続における配慮、発達障害者の家族等への支援などの規定の改正を通じて、きめ細かな支援を推進）
- ③ 地域の身近な場所で受けられる支援（地域の関係者が課題を共有して連携し、地域における支援体制を構築することを目指すとともに、可能な限り身近な場所で、必要な支援が受けられるように配慮）

「改正発達障害者支援法」3つのポイント

1

ライフステージを通じた切れ目のない支援

医療、福祉、教育、就労等の各分野の関係機関が相互に連携し、一人一人の発達障害者に、「切れ目のない」支援を実施することを目的規定に追加しました。

2

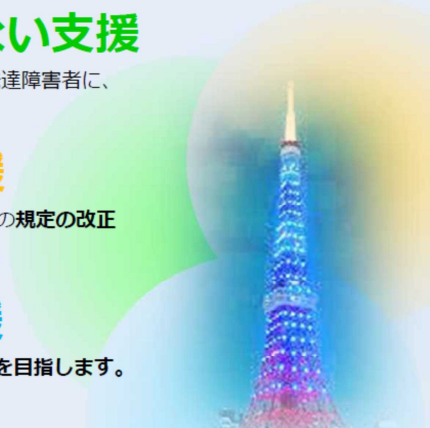
家族なども含めた、きめ細かな支援

教育、就労の支援、司法手続における配慮、発達障害者の家族等への支援などの規定の改正を通じて、きめ細かな支援を推進します。

3

地域の身近な場所で受けられる支援

地域の関係者が課題を共有して連携し、地域における支援体制を構築することを目指します。
また、可能な限り身近な場所で、必要な支援が受けられるように配慮します。



改正発達障害者支援法のポスター（厚生労働省作成）から抜粋

なお、発達障害者支援法改正の全体概要を、7～8 ページに掲載したので参照されたい。

（４）調査の目的

発達障害者支援法の改正により、発達障害者支援センターは発達障害者やその家族のニーズに応じて、従来以上に多様な取組を進めることが期待されることとなった。

全国の発達障害者支援センターは、それぞれが各都道府県・指定都市の発達障害者の支援のため、創意工夫をしながら事業に取り組んできた。その中には、今般の法改正で新たに位置づけられた取組を先駆的に実施してきたところもある。

本調査は、そうした発達障害者支援センターにおいて先駆的に実施されていた取組の中から代表的なものについて、一般国民を対象としてできるだけ分かりやすく紹介するとともに、他の都道府県・指定都市における関係機関等の取組の参考となるよう情報を提供することを目的とするものである。

2. 調査の方法と調査対象

（１）事業主体と運営形態

平成 28 年 5 月現在、発達障害者支援センターは全国に 87 か所（うち都道府県に 66 か所、指定都市に 21 か所）指定されていた。このうち、改正発達障害者支援法で位置づけられた新たな取組を行っている発達障害者支援センターを選択し、当該機関の協力を得て情報収集を進めるとともに、アフターサービス推進室員が、平成 28 年 8 月に現地を訪問し、直接関係者からヒアリングを行った。

なお、調査先の選定に当たっては、広域を管轄する都道府県と人口集中地域である指定都市が直営方式をとっているところと、社会福祉法人に対する委託によるところが、それぞれ含まれるよう配慮した。

また、現地調査に当たっては、発達障害者支援センターのみならず、都道府県・指定都市の担当課など関係機関からもヒアリングを実施した。

（２）調査対象と選定理由（着眼点）

前述の視点から、今回は以下の 4 つの都道府県と 2 つの指定都市を選定し、取材した。

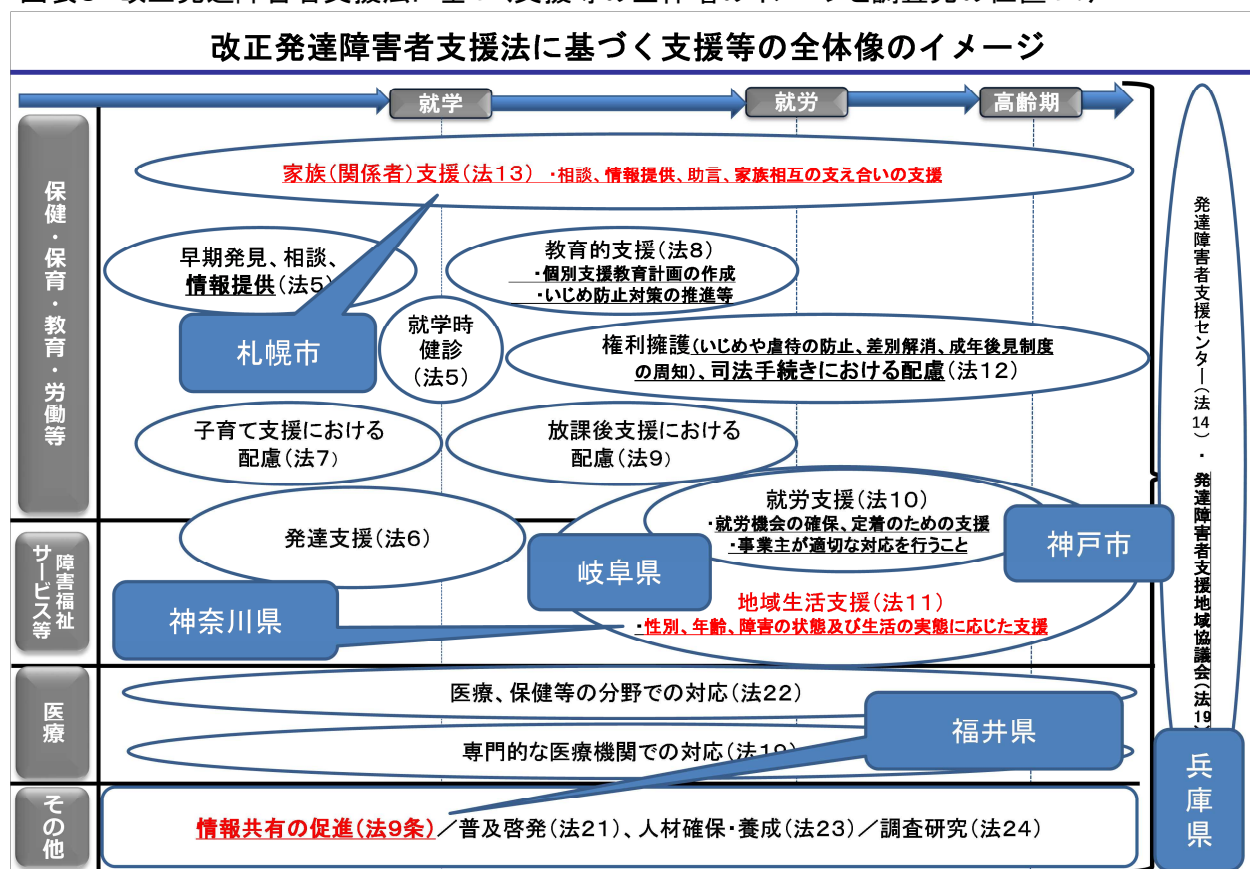
[]内は発達障害者支援法の条文 ・ 白抜き数字は法改正のポイント

発達障害者支援センター	法改正に沿った新たな取組
札幌市自閉症・発達障がい支援センター「おがる」 (委託)	<u>家族や当事者同士の取組を積極的にサポート</u> [13 条] 法改正ポイント②
神奈川県発達障害支援センター 「かながわ A (エース)」 (直営)	<u>思春期の女子と親に対するアドバイスを実施</u> [11 条] 法改正ポイント②
岐阜県発達障害者支援センター 「のぞみ」 (直営)	<u>近年増加している配偶者に対する相談を実施</u> [11 条] 法改正ポイント②
福井県発達障害児者支援センター (委託)	<u>関係者間の情報共有手段と研修をリンクさせて、関係者によって助言や対応がずれないように工夫</u> [9 条の 2] 法改正ポイント①

ひょうご発達障害者支援センター 「クローバー」 (委託)	身近な場所での相談ができるよう、早期から窓口となるセンターのブランチを設置 [14条] 法改正ポイント③
神戸市発達障害者支援センター (直営)	18歳以上の発達障害者相談窓口を4つの市域に委託設置、地域の身近な場所での支援体制を構築 [14条] 法改正ポイント③

なお、改正発達障害者支援法に基づく支援等の全体像と今回選定した調査先における取組の位置付けを図表3に整理したので、参考にされたい。

図表3 改正発達障害者支援法に基づく支援等の全体像のイメージと調査先の位置づけ



厚生労働省社会・援護局保健福祉部障害福祉課作成

【参考資料】

発達障害者支援法改正の全体概要は以下のようになっている。

(①～③は改正のポイント。4 ページ参照)

第1 総則

- (1)目的（第1条）（追加）① 切れ目ない支援の重要性に鑑み、障害者基本法の理念にのっとり、共生社会の実現に資することを目的に規定
- (2)発達障害者の定義（第2条）（改定）① 発達障害がある者であって発達障害及び「社会的障壁」により日常生活・社会生活に制限を受けるもの
※社会的障壁：発達障害がある者にとって日常生活・社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの
- (3)基本理念（第2条の2）（新設）① 発達障害者の支援は
 - ①社会参加の機会の確保、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない
 - ②社会的障壁の除去に資する
 - ③個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、関係機関等の緊密な連携の下に、意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行う
- (4)国及び地方公共団体の責務（第3条）（追加）①② 相談に総合的に応じられるよう、関係機関等との有機的な連携の下に必要な相談体制を整備
- (5)国民の責務（第4条）（改定） 個々の発達障害の特性等に関する理解を深め、発達障害者の自立及び社会参加に協力するよう努める。

第2 発達障害者の支援のための施策

- (1)発達障害の疑いがある場合の支援（第5条）（改定）② 発達障害の疑いのある児童の保護者への継続的な相談、情報提供及び助言
- (2)教育（第8条）（改定）②
発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮。
個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成の推進、いじめの防止等の対策の推進
- (3)情報の共有の促進（第9条の2）（新設）① 個人情報保護に十分配慮しつつ、支援に資する情報共有の促進のため必要な措置を講じる
- (4)就労の支援（第10条）（改定）② 主体に国を規定、就労定着の支援を規定、事業主は雇用の機会の確保、雇用の安定に努める
- (5)地域での生活支援（第11条）（改定）②③
性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じた地域での生活支援
- (6)権利利益の擁護（第12条）（改定）② 差別の解消、いじめの防止等及び虐待の防止等のための対策推進、成年後見制度の適切かつ広い利用の促進
- (7)司法手続における配慮（第12条の2）（新設）② 司法手続において個々の発達障害者の特性に応じた意思疎通の手段の確保等の適切な配慮
- (8)発達障害者の家族等への支援（第13条）（改定）②
家族その他の関係者に対し、情報提供、家族が互いに支え合うための活動の支援等

第3 発達障害者支援センター等

- (1)センター等による支援に関する配慮（第14条）（新設）**③** センター等の業務を行うに当たり、可能な限り身近な場所で必要な支援が受けられるよう配慮
- (2)発達障害者支援地域協議会（第19条の2）（新設）**①③**
支援体制の課題共有・連携緊密化・体制整備協議のため都道府県・指定都市に設置

第4 補則

- (1)国民に対する普及及び啓発（第21条）（改定）**③**
学校、地域、家庭、職域等を通じた啓発活動
- (2)専門的知識を有する人材の確保等（第23条）（改定）**②③**
専門的知識を有する人材の確保・養成・資質の向上を図るため、個々の発達障害の特性等に関する理解を深めるための研修等を実施
- (3)調査研究（第24条）（改定）**①** 性別、年齢等を考慮しつつ、発達障害者の実態の把握に努めるとともに、個々の発達障害の原因の究明等に関する調査研究

第2 調査の結果

1. 各センターにおける法改正のポイントへの取組

(1) ライフステージを通じた切れ目のない支援

(改正後の第2条の2, 第9条の2等関係)

発達障害は病気ではないので、一般的な意味での「治癒する」ということはない。しかし、本人・家族ともに、発達障害の特性を学び、自分に合った付き合い方を時間をかけて身につけていくことにより、生活の困難さを軽減できる可能性が高くなる。

そのためにはできるだけ早期に発達障害の可能性のあることに気づき、どのような点に本人が困っているかを発達障害向けに作られたアセスメントによって明らかにし、本人に適した療育を始めることが大切である。現在は、診断を受ける前から特性に沿った対応が受けられるようになっているが、長期的には、本人自身が自分自身の特性を理解し対処していくために診断を受けることも重要である。このようにして、個々の特性に合った対応が受けられるようになったのであれば、その後の学童期、進学期、就労期と人生のステージが進むごとにその支援体制が途切れないように、医療、保健、福祉、教育、労働等の各分野の関係機関が相互に連携し、一人一人の発達障害児者にその時期の本人の状態を的確にとらえて支援を継続していくことが重要である。

そうしたライフステージを通じた切れ目のない支援を続けるために、各自治体や発達障害者支援センターや地域の支援機関では、サポートファイルやサポートブックといった言わば、カルテともいうべきツールでステージごとに引き継いでいく仕組みを作っていた。

ア 「子育てファイルふくいっ子」を活用した途切れない支援（福井県）

福井県発達障害者支援センタースクラム福井では、「子育てファイルふくいっ子」を活用してアセスメントが見える化するとともに、関係者間の情報共有手段と研修をリンクさせて「途切れない支援」の実現に向けて取り組んでいる。

「子育てファイルふくいっ子」は、黒澤方式とも呼ばれるアセスメントツールと一体になった支援ツールである。福井県では、「子育てファイルふくいっ子」の利用が教育委員会とも連携して標準方式となっており、乳幼児期から成人に至るまでの連続した途切れない支援を支えている。アセスメント結果が見える化して、支援者、家族、当事者が共通の認識を得やすくなることが最大の利点である。



(子育てファイルふくいっ子)

イ その他の取組

切れ目のない支援については、各発達障害者支援センターとも様々な支援ツールを活用している。例えば、札幌市では「サポートファイルさっぽろ」、岐阜県では「プロフィールブック」、兵庫県では「サポートファイルシステム」、神戸市では「サポートブック」など

がある。それぞれが利用される地域のニーズに応じて作成、改良がなされており、支援者、家族、当事者が情報を共有することで、切れ目のない支援の実現を図っていた。

（２）家族なども含めた、きめ細かな支援（改正後の第５条、第１１条、第１３条等関係）

発達障害は当事者本人の支援が重要であることはもちろんであるが、その親、家族、配偶者といった当事者を支える人々への支援体制を構築することも非常に重要である。

家族らは当事者への対応に困って、疲れ、孤独になり、うつ病などの精神疾患につながることもある。そのような状況に陥らないように、家族なども含めた、きめ細かな支援が求められている。

ア 家庭療育のノウハウを地域に広める「家庭協働モデル事業」（札幌市）

札幌市では、家族や当事者同士の取組を積極的にサポートする「家庭協働モデル事業」に力を入れていた。

同市では、発達障害のある成人からの相談が多いが、成人の課題と関わる中で、児童期からの家族を含めた支援の重要性を感じていた。そこで、児童期からの家族を含めた支援ノウハウを構築するため、発達障害の診断のある子を持つ家族を１家族選び、１年をかけて、ペアレントメンターと札幌市自閉症・発達障害支援センターおがるが親と一緒に子育てを考えていく取組を始めていた。



（おがるの家庭協働モデル事業）

イ 思春期の女子に光を当てる「レディ冊子」（神奈川県）

女子の発達には男子にはない様々な課題があり、身だしなみや振る舞いのルール、身体の変化への準備など男子と比べ膨大である。しかし、発達障害のある女性に対する支援については十分な知見が集積しておらず、多くの保護者は不安を抱き「情報」を渴望していた。そこで神奈川県では、神奈川県発達障害支援センターかながわA（エース）が親・本人・支援者が安心して女子特有の課題に対応できるようになることを目指して、「レディを育てる親の会」という勉強会を支援して、そこで話し合われた情報を「レディを育てる親と支援者たちへ」という小冊子にまとめ、思春期の女子と親に対するアドバイスを実施していた。



（かながわAのレディ冊子）

ウ 妻たちを支える発達障がい配偶者の会「コーヒークラブ」（岐阜県）

岐阜県では、成人期の相談の増加に伴い、配偶者（主に夫）についての相談が近年増加してきていた。このような悩みを抱える者を対象として、同様の悩みを持つ者が集まって、講師や他の参加者の話を聞くことを通じて、具体的な生活上の工夫を知り、悩みを軽減させようとする場として、岐阜県発達障害者支援センターのぞみでは「発達障がい配偶者の会（コーヒークラブ）」の運営を始めることとした。コーヒークラブ



（のぞみのコーヒークラブ）

クラブには、自らも発達障害の配偶者を持ちながらも支援者として活躍している当事者の方がファシリテーターとして招かれ、参加者同士で交流が図られていた。

エ その他の取組

福井県では、発達障害のある子どもを育てる親たちを支援する取組として、ペアレントメンター養成事業と「ちち☆ははサポートクラブ」を行っていた。

兵庫県では、発達障害の早期発見と支援体制の構築により青年成人期を迎えた際に社会性を身につけさせるため、親を対象とした早期発見後の「家庭療育支援講座」を圏域のランチごとに展開していた。

神戸市では、就学前児童と小学1～3年生の保護者を対象としたペアレントトレーニングや家庭療育講座「パパママサポートセミナー」で発達障害の特性を持つ子どもの保護者を対象として子育て講座を行っていた

（３）地域の身近な場所で受けられる支援（改正後の第11条、第14条等関係）

発達障害者の地域における生活を支援し、自立した生活を営むことができるようにするためには、地域の身近な場所で支援が受けられる体制づくりが重要である。各自治体と発達障害支援センターでは、様々に工夫した体制を構築し地域の身近な支援を行っていた。

ア 早期からのランチ展開で地域の身近な支援を実現（兵庫県）

広大な県内の発達障害児者とその家族にとって身近な相談窓口として利用されるよう、兵庫県では、指定都市である神戸市を除く県内を6つの圏域に分けて、高砂市に本部を置くひょうご発達障害者支援センタークローバーに加えて、5つのランチを各圏域の社会福祉法人に委託して設置した。家庭療育支援講座のランチ展開を始め、地域の実情に応じた様々な支援を実施していた。



（クローバーの家庭療育支援講座）

イ 地域相談窓口で成人期の発達障害者を支援（神戸市）

神戸市では、18歳以上^{※3}の発達障害者の支援体制が不十分であるとの意見が住民等から寄せられていた。そこで神戸市発達障害者支援センターでは、地域で身近な相談ができる場所として、18歳以上[※]の発達障害者とその家族を対象とした相談窓口を神戸市内4つの圏域に分け、平成21年10月に社会福祉法人に委託して設置し、相談支援・就労支援を行っていた。



（^{※3}平成29年4月より15歳以上に拡大予定）

（神戸市の地域相談窓口相談員連絡会議）

ウ その他の取組

札幌市では、「家庭協働モデル事業」を児童発達支援事業所等に移管して、障害児とその家族が地域の身近な支援機関で家庭療育を学べる体制づくりに取り組んでいた。

神奈川県では、発達障害者地域支援マネージャーを県内5圏域に配置し、地域の身近な支援体制を構築していた。

岐阜県では、身近な場所で相談に当たることができるよう、4つの圏域の相談窓口として「圏域発達障がい支援センター」を社会福祉法人等に委託し、主に子ども向けの発達障

害支援を行うとともに、青年期成人期の就労に向けた相談窓口として、「発達障がい者支援コンシェルジュ」を5つの圏域で社会福祉法人に委託して開設していた。

2. 地域支援体制の構築

(1) 「地域支援体制」の重要性

発達障害者が住み慣れた地域で継続して生活を送れるように支援するためには、個々の発達障害者のニーズに応じて、適切なサービス、多様な支援を提供していくことが求められている。そのためには、市町村との連携、医療・保健・福祉・教育・労働・警察及び司法などの専門職相互の連携、住民などのインフォーマルな活動をも含めた、地域の様々な資源を統合、ネットワーク化し、発達障害者を地域において総合的かつ継続的に支援する「地域支援体制」を構築していくことが重要となっている。

(2) 「地域支援体制」の構築

ア 発達障害者支援地域協議会の活用（改正後の第19条の2等関係）

改正発達障害者支援法においては、都道府県及び指定都市は、発達障害者の支援体制の整備を図るため、①発達障害者とその家族、②学識経験者その他の関係者、③医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関や民間団体及びこれらに従事する者により構成される発達障害者支援地域協議会を置くことができることとされている。このような協議会を通じて地域支援体制を構築するとともに、発達障害者支援の具体的な改善に取り組んでいる事例が多く見られた。

イ 発達障害者支援センター連絡協議会の活用

発達障害者支援センターの運営及び発達障害者の地域の支援体制等を検討するため連絡協議会や運営協議会を設置し、発達障害者支援センターの運営のための協議を通して、地域における発達障害児者のための全体的な支援の仕組みである「地域支援体制」の構築を図っている事例も見られた。

(3) 調査先における「地域支援体制」の構築

各調査先においては、以下のような協議会を通じて地域支援体制が構築されていた。

ア 札幌市発達障がい者支援関係機関連絡会議

札幌市では、障がい福祉課が事務局となり、平成17年度から開催していた。この会議は、障害福祉、児童福祉、医療、保健衛生、教育、市民生活、適応問題など、関係する札幌市実施機関の委員に加えて、発達障害に関わる医学、福祉等の学識経験者、医療、福祉、教育、司法、労働などの各関係機関の委員で構成され、発達障害児者のライフステージに応じた課題、総合的な支援システムのあり方について協議していた。

イ 神奈川県発達障害サポートネットワーク推進協議会

神奈川県では、自閉症等の特有な発達障害を有する障害児者に対して、地域における総合的な支援体制を推進するために同協議会を、県教育委員会が設置する広域特別支援連携

協議会との合同で開催していた。医療、保健、福祉、教育、労働及び民間支援団体等との各分野の連携を通じて、ライフステージに応じた十分なサービスを提供するために、圏域の発達障害児の実態把握、支援のあり方、発達障害児者サポートネットワークの形成・維持等について検討、調整を行っていた。

ウ 岐阜県発達障がい者等支援体制整備推進連携会議

岐阜県では障害福祉課と特別支援教育課との共催により、毎年2月と8月に、医療、保健、福祉、教育、労働などの関係機関代表者の参加を得て、発達障がい者等支援体制整備推進連携会議を開催していた。各機関での発達障害者支援における取組状況と課題の共有化が図られ、新たな取組の検討・提案なども行われており、例えば、発達障害児者の支援者の資質向上や人材育成の研修制度なども同協議会の提案で始められていた。

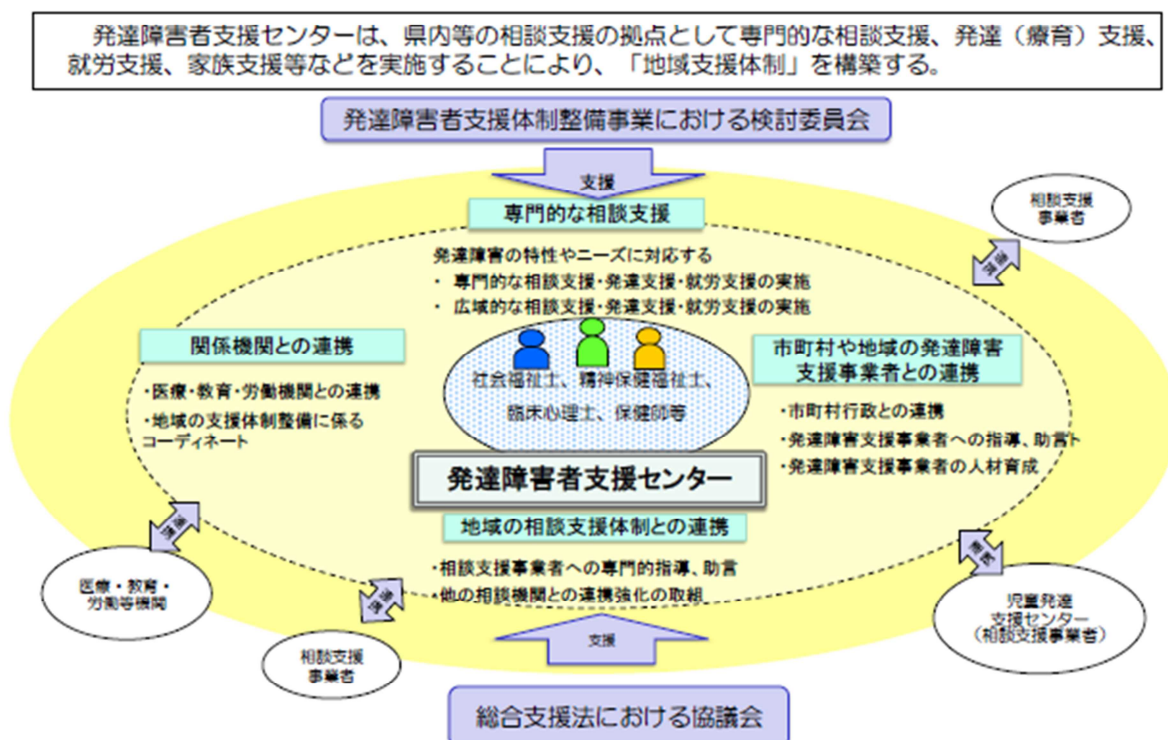
エ 福井県発達障害児者支援センター連絡協議会

福井県では、県内全17市町、医療、保健、福祉、教育、労働、当事者団体の代表者と学識経験者で構成された発達障害児者支援センター連絡協議会を開催し、各関係機関が連携して、福井県における乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制のあり方を検討し、発達障害児者の福祉の増進を図っていた。同協議会は福井県と発達障害者支援センターの共催で、特別支援教育連携協議会と発達障害者支援体制整備検討委員会とともに合同開催していた。

オ ひょうご発達障害者支援センター連絡・運営協議会

兵庫県では、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関が連携し、地域の発達障害者の状況に関する情報を共有し、発達障害者への総合的なサービス提供、関係施設及び関係機関の効率的な連携のあり方、緊急時における的確な対応等の支援に関する検討を行うため、ひょうご発達障害者支援センター連絡協議会を開催し、併せて発達障害者支援センタ

発達障害者の「地域支援体制」



発達障害者支援センター等の相談・支援、機関連携及び人材の育成等の業務に関する調査について（一社 日本発達障害ネットワーク）より転載

一の運営の検討、運営状況の評価などを行う、運営協議会も同時に開催していた。

カ 神戸市発達障害児（者）支援連絡協議会

神戸市では、神戸市発達障害者支援センターの事業報告と事業計画について意見を伺い、関係機関等と連携して同センター事業や発達障害児者支援に係る施策を推進するため、毎年1回、学識経験者や親の会、医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関の代表を集めて神戸市発達障害児（者）支援連絡協議会を開催していた。同協議会での意見が発端となって研修会や新たな支援サービスの取組にもつながっていた。

3. 発達障害者支援センター運営における課題等

今回の調査に当たっては、現地でのヒアリングで「発達障害者支援センターが抱える課題に対する支援現場の意見」について尋ねている。

その意見を類型化すると、以下のとおりいくつかの課題が浮かび上がってきた。

（１）専門性の維持・承継

発達障害者支援センター（以下「センター」という。）を直営事業とする場合、比較的短期間で職員の異動があるため、職員の専門性の維持が容易ではない。また、委託事業の場合は、受託者により専門性の高い職員を雇用する必要があるが、現状の運営費では難しい面もある。法人によっては人件費を自ら補填して人材を確保している事例も見られた。

また、支援技術やアセスメントツールに関する研修機会の充実を望む声が多かった。

（２）センターの役割の明確化

地域支援機関の支援という二次支援機能が重要となっているが、専門性を磨くためには個別の直接支援も欠かせないところでもあり、直接支援数が減らず、その結果人手不足に陥りがちである。センター以外の地域支援機関に如何につながかが課題であるが、地域の支援機関からは直接支援なのか二次支援なのか役割の不明瞭さを指摘されることもある。

センターについて、地域で身近な窓口として設置するのではなく、地域で身近な窓口をつくる機能として設置するという趣旨を明確にすることが必要という意見もあった。

（３）他機関との連携

子どもの発達障害は子育て支援主管課、大人の発達障害は障害福祉主管課と所管が分かれているところが多く、学齢期までの支援機関と青年・成人期の支援機関の間での連携が取りにくいところがある。

センターの実施する支援は対象年齢が幅広く、相談内容也多岐にわたるため、他機関との連携が難しい。体制整備検討委員会など行政の垣根を越えた連携体制の構築が求められている。各センターともサポートファイルのようなツールで支援機関が替わる際も支援が途切れなく引き継がれる工夫をしていた。

（４）その他

厚生労働省への報告のためのデータ集計に手間がかかる。また、報告項目の分類見直しもあってセンターによって分類解釈に一部バラツキがある。事務の簡略化のため、全国で統一された実績入力、事業実施状況報告に関するデータ入力システムを発達障害情報・支援センター等で構築していただけると助かるとの意見もあった。